

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ♣ ハイブリッド・カー

**Q** : 当社はこの度、ハイブリッド・カー（ガソリンエンジンと電気モーターの両方で駆動される自動車）を購入しました。税務上の特典があると聞きましたが、内容を教えて下さい。なお、経済産業省から財団法人を通じての補助金支給があります。

**A** : 一定の条件を満たせば、国庫補助金等の圧縮記帳や特別償却、特別控除の特例が受けられます。

### 【解説】

法人が、国又は地方公共団体等から固定資産の取得又は改良に充てるために国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、一定の経理要件を満たせば、国庫補助金等の額に相当する額（圧縮限度額）の範囲内で圧縮記帳をすることができます。

ご質問の場合、補助金が国又は地方公共団体等からではなく財団法人経由とのことですが、実質的に国等から支給されていると認められるものであれば、ハイブリッド・カーの取得につき交付を受けた補助金は、上記国庫補助金等の圧縮記帳の対象の補助金となります。なお、適用を受けるには、中古車は対象外など一定の条件がありますので、注意して下さい。

また、ハイブリッド・カーがエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の対象資産に該当すれば、上記国庫補助金等の圧縮記帳に併せて、特別償却又は特別控除の適用も受けられます。

